平成２５年（フ）第６３８号
栃木県日光市倉ケ崎669番地１　２―４―２
破産者　橿渕徳太郎
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５４号
栃木県宇都宮市上戸祭町2989番地51　パープルタウンリジョイスＡ１号、前住所栃木県宇都宮市今宮１丁目８番17号　塚田貸家３号室
破産者　比氣　　俊
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１２１号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町22番地20
破産者　有限会社エムエスシー
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４号
千葉県館山市沼125―２　見余ハイツ２号、住民票上の住所千葉県館山市亀ケ原1071番地
破産者　稲葉　利彰
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第４５７５号
大阪市淀川区西三国３丁目17番５号
破産者　株式会社まいどコーポレーション
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６３４号
福岡市東区社領１丁目４番３号
破産者　福岡ワークサービス株式会社
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４５号
福岡県糟屋郡篠栗町大字高田497番地２ベンタナヒルズ篠栗５―503号
破産者　久保田文男
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８８号
福島県郡山市富田町字坦ノ腰72番地の13　川名貸家Ｃ号、開始決定時の住所福島県郡山市富田町字町西44番地の８
破産者　吉田　幹夫
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第２２２８号
横浜市戸塚区秋葉町９番地１
破産者　株式会社芙蓉
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４８４号
岐阜県羽島市福寿町間島２丁目96番地　トポフィリア105号室
破産者　菊池由喜男
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第４２号
岐阜県本巣郡北方町高屋太子３丁目30番地
破産者　有限会社加藤組
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第４３号
岐阜市羽衣町６丁目２番地２　コスモハイツ美紀102号室
破産者　加藤　慶助
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１６号
島根県江津市江津町1016番地38
破産者　佐々木雅彦
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第２８号
愛媛県四国中央市土居町津根426番地
破産者　有限会社篠原養鶏場
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第４５号
愛媛県四国中央市中之庄町宮北556番地１
破産者　株式会社コスモパル
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第８５５９号
東京都板橋区舟渡１―３―14、商業登記簿上の本店所在地東京都練馬区田柄３丁目17番５号第２福富マンション８号
破産者　清水梱送有限会社
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３８６号
神奈川県横浜市港南区芹が谷４丁目４番21号、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区新宿１丁目30番６号
破産者　株式会社クリタ（旧商号クリタ電機株式会社）
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３８７号
神奈川県横浜市港南区下永谷５丁目63―16―206、開始決定時の住所神奈川県横浜市港南区芹が谷４丁目４―21
破産者　木上　和已
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２５４９号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1392―１　パークヒル飯山満３棟203号
破産者　相川　英夫
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２９８２号
宮城県大崎市古川沢田字舞台66番地
破産者　ユーエムケー・テクノロジー株式会社
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部